

連携室だより 第3号

島根県歯科医師会 在宅歯科医療連携室

日頃より在宅歯科医療連携室の運営にご協力いただきありがとうございます。

在宅歯科医療連携室では、在宅や施設で療養されていて、歯科医院への通院が難しい方の口腔に関する困りごとの相談を受ける「歯科の往診ほっとライン」を設置しています。

かかりつけ歯科のない方や、かかりつけ歯科が往診を行っていないなど、往診の依頼先に困るような場合もぜひご利用ください。

歯科の往診ほっとライン（島根県歯科医師会事務局内）

☎0852-27-8020

平日 9:00~17:00 *土日・年末年始は対応していません



去る11月1日、出雲市内において、島根県健康福祉部高齢者福祉課主催の「平成26年度在宅ケア連携推進研修会」が行われました。

今回の研修会は「高齢者の食べる機能の向上」をテーマに、医療・介護に携わる多職種68名が参加し、歯科医師・歯科衛生士の講演の後グループワークを行いました。講演では食べる機能（摂食・嚥下）が低下すると栄養状態に影響を与え、やがて全身機能に影響を及ぼし、また日常行う口腔ケアや嚥下体操は食べる機能の向上につながるというお話がありました。続いてのグループワークでは、次のような意見が出されました。

- ・口腔ケアや嚥下体操が食べる機能向上につながることを、職場全体や利用者の方に理解してもらえようような説明力を身につけたい。
- ・職場研修が必要だ。
- ・施設に比べ在宅療養の方の栄養管理や口腔ケアの状態が悪いケースが多いため、家族への啓発が必要である。

島根県歯科医師会ではこれらの意見を生かす取り組みを検討していく予定です。

今後も多職種が学び合い、意見を交わしながら連携を進めていくことが望まれます。



「ご存知ですか？ 歯科の往診」

前段の研修会で感じたことは、在宅でも施設でも口腔ケアが大切である事はかなり広く認知されてきている様子でしたが、現実には口腔ケアをする人（できる人）がいない、口腔ケアを行っていても、歯科医師や歯科衛生士による口腔ケアや専門的な指導を受けて行っているケースは少ないようでした。なぜか？それは「むし歯で歯が痛い」「入れ歯があたる」などの困りごとがあれば歯科医師に相談するけど、口腔ケアで歯科医師に相談というのは一般の方のイメージにない、また口腔ケアのことだけで先生に往診をお願いしてもいいのかという遠慮もあるようでした。

実は、口腔ケアは専門的知識や技術をもって行わないと、きれいにするつもりが逆に汚れを口腔から咽頭へ押し込み、それを誤嚥することによる肺炎・歯肉や粘膜から出血・痛みなどによる本人の拒否など様々な問題がおこり、トラブルになることがあります。口腔の状態や心身の状態はそれぞれ違い、その方にあった口腔ケアの方法や道具があるため、まずは歯科医師に相談して全身や口腔内の状況を見てもらい、その人にあった口腔ケアを正しく行えるように指導を受ける、場合によっては歯科衛生士の定期訪問により管理する必要があります。歯科的疾患はもちろん、口腔ケアの依頼でも、ご遠慮なく在宅歯科医療連携室にお電話いただき、ご相談ください。